

熊谷市シンボルマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「熊谷市シンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 熊谷市のイメージに合った使用であれば、どなたでも自由に使用できる。ただし、氏名、連絡先、使用目的等を総合政策部企画課まで連絡するものとする。

(取扱い上の配慮)

第3条 シンボルマークを使用する者は、シンボルマークが熊谷市の速やかな一体化・均衡ある発展を図る象徴であることを認識し、かつ、その取扱いにあたっては、その制定の趣旨を損なわないように十分配慮しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第4条 前条の規定により、シンボルマークを使用する者は、その使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマーク形状については、変形、縦横の比率の変更及び図形の追加は認めない。
- (2) シンボルマークの色に関しては、下記のとおりとし、指定色の組み合わせ変更は認めない。ただし、例外として、下記のサクラ色・ケヤキ色・ヒバリ色に関しては使用を認める。

(カラーの場合) C→シアン、M→マゼンタ、Y→イエロー

ブルー (左) : C = 100%, M = 50%

オレンジ (右) : Y = 100%, M = 80%

(単色の場合)

ブルーの部分 : 黒 100%

オレンジの部分 : 黒 50%

(サクラ色の場合)

濃いピンク (左) : Y = 20% , M = 70%

薄いピンク (右) : Y = 10% , M = 40%

(ケヤキ色の場合)

濃いグリーン (左) : C = 50% , Y = 70%

薄いグリーン (右) : C = 20% , Y = 50%

(ヒバリ色の場合)

濃いオレンジ (左) : Y = 90% , M = 80%

薄いオレンジ (右) : Y = 60% , M = 30%

- (3) 市の信用や品位を損なうような使用は認めない。
- (4) 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的使用は認めない。
- (5) 政治活動・宗教活動等の使用は認めない。
- (6) 使途が不明確な場合は認めない。
- (7) その他、その使用が著しく不相当と認められる場合は認めない。

(使用の中止等)

第5条 シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、または中止することができる。

(権利の設定等の禁止)

第6条 意匠法（昭和34年法律第125条）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

(争論等の解決)

第7条 シンボルマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

(庶務)

第8条 シンボルマークの使用に関する庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。